

令和 8 年度企業立地意向調査業務委託

仕様書

佐野市 産業文化スポーツ部 企業誘致課

1 目的

本仕様書は、令和8年度企業立地意向調査業務委託(以下「本業務」という)の的確な成果を期するため、受託者(以下「乙」という)が履行すべき作業内容、作業方法及びその他必要事項を定めたものである。

2 業務目的

本業務は、佐野市(以下「甲」という)における企業誘致活動の参考となる資料の収集を目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日(金)まで

4 業務概要

(1) 業務計画

乙は本業務着手に先立ち、速やかに次の書類を甲に提出し承認を受けるとともに、甲から事業の進捗状況等の報告を求められた場合には、随時適切に報告しなければならない。

- ① 業務実施計画書
- ② 主任技術者及び現場代理人届
- ③ その他必要書類

(2) 打合せ協議

本業務を適正かつ正確に遂行するため、甲と乙は、必要に応じ打合せを実施するものとする。その際、乙は打合せ内容を記録し、甲に対して内容の確認を行い正式な記録として扱う。

(3) 業務概要

本業務の業務概要及び数量は、以下のとおりとし、令和6年度及び令和7年度調査企業は除くものとする。(前記調査企業は、契約締結後にデータを提供する)

① 調査対象企業リストの作成

ア 調査対象企業の抽出	500社
イ 調査対象企業リストの作成	1式
ウ 回答企業リストの作成	1式

② 意向調査の実施

ア Web回答用ページの作成	1式
イ 郵送による意向調査	500社
ウ パンフレットの同封	500社
エ 回答の回収(電話督促含む)	1式
オ 調査報告書等の作成	1式

③ 意向調査を受けてヒアリングの実施

ア 立地の可能性がある企業へ面会の調整	3社以内
イ 企業面会への同行	3社以内
ウ 市指定ヒアリング項目の作成	3社以内
(ヒアリング内容は、意向調査結果により別途協議)	
エ ヒアリング内容の取りまとめ	3社以内

5 業務内容

(1) 調査対象企業リストの作成

① 調査対象企業の抽出

甲の指定する業種、売上、企業相関及び本社所在地等から信用余力のある企業を選定する。選定に際しては、今後佐野市内において雇用が考えられる企業を優先とする。

なお、想定している業種は、製造業、運輸業、卸売業、小売業及び不動産業、地域については日本全国を想定する。

また、データは抽出した時点で最新の更新データを抽出し、抽出した調査対象企業リストについては、テキスト及びCD-R媒体により甲へ提出する。

② 企業情報の項目

調査対象企業リストの企業情報の抽出項目は次のとおりとする。

企業コード・商号・郵便番号・所在地・電話番号・創業年月・設立年月・従業員数・資本金・決算状況(3期分)・売上高・利益・事業概要・リスク管理指標(100段階表示)

(2) 意向調査の実施

①乙は甲と綿密な打合せを行い送付状及びアンケート調査票を作成し、郵送により意向調査を行う。

②送付状はA4版1枚(片面印刷)、アンケート調査票はA4版1枚(両面印刷)、ともにモノクロとする。意向調査の実施方法は郵送(角2)によるものとし、甲が作成するパンフレット等(A4中綴じ冊子1冊・12ページ、約48g)を同封するものとする。

③アンケートの設問は10問程度とする。

④回答については郵送(長3)又はWebにより回収する。また、回収した調査票の中で、産業団地への進出に興味を示した企業の調査票については、甲の速やかな企業誘致活動のため、随時、メール等で連絡するものとする。

⑤往信用封筒(角2)、返信用封筒(長3)は乙が用意するものとする。

⑥郵送費及び返信されたアンケートの受取人払い費用は委託料に含めるものとする。

(3) 返信のない調査対象企業への電話督促等

乙は、調査票の回答率を上げるため、返信期日となっても返信のない調査対象企業に対して電話で3回督促を行うものとする。また、督促の際には可能な限り聞き取り調査を行うものとする。

なお、返信内容に疑義等があった場合には電話により聞き取り確認を行うものとする。

(4) 調査対象企業からの問い合わせへの対応

調査票の記載方法等、調査対象企業からの電話等による問い合わせについては、乙が対応する。ただし、乙が対応できない内容については、甲に対応を協議する。

(5) 調査報告書の作成

乙は、回答結果を集計し、調査報告書を作成する。報告書の形式・文章表現等については甲と協議の上決定する。

(6) 成果品

本業務における成果品は以下のとおりとし、印刷物及び電子媒体各1部を契約期間満了までに甲に納入するものとする。

①業務実施計画書

- ②打合せ議事録
- ③抽出した企業データリスト
- ④回収したアンケート調査票（Web 回答分は印刷し取りまとめ）
- ⑤回答結果集計表
- ⑥企業ヒアリング内容の取りまとめ
- ⑦調査報告書（立地可能性企業の一覧、企業ヒアリング内容含む。）
概要版の作成はなし
- ⑧その他必要な書類
- （7）成果品の帰属
本業務においての成果品（電子媒体含む）などの著作権は全て甲に帰属するものであり、乙は甲の許可なく複製、譲渡、貸与及び他へ公表してはならない。
- （8）成果品の納入場所
佐野市役所 産業文化スポーツ部 企業誘致課
（栃木県佐野市高砂町1番地）

6 留意事項

- （1）損害賠償
本業務の遂行の際に生じた諸事故に対して一切の責任は、乙が負担するものとし、発生原因、経過、被害等の状況を甲に速やかに報告するとともに、甲の指示に従うものとする。
- （2）検査
乙は本業務完了後に、甲の最終検査を受けなければならない。
- （3）瑕疵
乙は本業務完了後、乙の瑕疵等に起因する不良箇所が発見された場合には、速やかに甲が必要と認める修正、その他必要な措置を乙の責任において行うものとする。
- （4）疑義
本仕様書に定めのない事項または疑義の生じた場合については、甲と乙はその都度速やかに協議し、決定する。